

基準病床数の算定方法

医療法施行規則第30条の30第1項に定める基準病床の算定方法は次のとおりです。

1 療養病床及び一般病床の基準病床数

次の算定式により算定した療養病床、一般病床それぞれの数に、基準病床数の加算部分（流出超過加算数）を加えた数の合計数とし、二次保健医療圏ごとに算出します。

ア 療養病床の算定式 $(\Sigma A_1 B_1 - G + C_1 - D_1) / E_1$

A_1 : 当該区域の性別及び年齢階級別人口（5歳毎）

B_1 : 当該区域の性別及び年齢階級別の入院・入所需要率（5歳毎等）

C_1 : 他区域からの療養病床における流入入院患者数の範囲内で知事が定める数

D_1 : 他区域への療養病床における流出入院患者数の範囲内で知事の定める数

E_1 : 病床利用率

G : 介護施設等に対応可能な数

ただし、各二次保健医療圏ごとに算定した数の県合計数は、二次保健医療圏ごとの $(\Sigma A_1 B_1 - G) / E_1$ の県合計数を超えることはできません。

イ 一般病床の算定式 $(\Sigma A_1 B_2 \times F_1 + C_2 - D_2) / E_2$

A_1 : 当該区域の性別及び年齢階級別人口（5歳毎）

B_2 : 当該区域の性別及び年齢階級別退院率（5歳毎）

C_2 : 他区域からの一般病床における流入入院患者数の範囲内で知事が定める数

D_2 : 他区域への一般病床における流出入院患者数の範囲内で知事の定める数

E_2 : 病床利用率

F_1 : 平均在院日数

ただし、各二次保健医療圏ごとに算定した数の県合計数は、二次保健医療圏ごとの $(\Sigma A_1 B_2 \times F_1) / E_2$ の県合計数を超えることはできません。

ウ 基準病床数の加算部分（流出超過加算数）

県外への流出入院患者数が県内への流入入院患者数よりも多い場合、流出入院患者数と流入入院患者数の差の1/3の範囲内で加算することができます。

注1 「性別及び年齢階級別人口」は、平成27年4月1日現在の「千葉県年齢別・町丁字別人口調査」（千葉県総合企画部統計課）によります。

注2 「性別及び年齢階級別の入院・入所需要率」、「病床利用率」、「性別及び年齢階級別退院率」及び「平均在院日数」は、「医療法第30条の4第2項第11号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等」(最終改正 平成24年厚生労働省告示第421号)で定められたものです。

注3 各区域の「流入・流出入院患者数」は、厚生労働省「平成26年患者調査」及び「平成26年病院報告」を用い平成27年9月29日付け厚生省健康政策局計画課医療計画推進指導官内かんで示された算定方法等により算定したものです。

注4 「介護施設等で対応可能な数」は、平成27年11月1日時点の介護老人保健施設及び指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所定員数に利用率を乗じて算定したものです。

2 精神病床の基準病床数

次の算定式により算定した、入院期間1年未満群、入院期間1年群それぞれにかかる数に、基準病床数の加算部分(流出超過加算数)を加えた数の合計数とし、都道府県の区域ごとに算出します。

ア 1年未満群の算定式 $(\Sigma A_2 B_3 + C_3 - D_3) \times F_2 / E_3$

- A₂ : 当該都道府県の年齢階級別人口 (4区分)
- B₃ : 当該都道府県の年齢階級別新規入院率 (4区分)
- C₃ : 他都道府県からの精神病床における流入入院患者数
- D₃ : 他都道府県への精神病床における流出入院患者数
- E₃ : 病床利用率
- F₂ : 平均残存率

イ 1年以上群の算定式 $(\Sigma I (1 - J) + K - L) / E_4$

- I : 当該都道府県の入院期間1年以上の年齢階級別患者数 (4区分)
- J : 当該区域の性別及び年齢階級別退院率 (4区分)
- K : 当該年において入院期間が1年に達した入院患者数
- L : 長期入院患者退院目標数
- E₄ : 病床利用率

ウ 基準病床数の加算部分

県内に所在する病院の入院患者のうち、県内に住所を有する者の数が $\Sigma A_2 B_4$ より少ない場合、流出入院患者数を病床利用率で除した数の $1/3$ の範囲内で加算することができます。

- A₂ : 当該都道府県の年齢階級別人口 (4区分)
- B₄ : 当該都道府県の年齢階級別入院率 (4区分)

注1 「年齢階級別人口」は、平成27年4月1日現在の「千葉県年齢別・町丁字別人口調査」（千葉県総合企画部統計課）によります。

注2 「年齢階級別新規入院率」、「年齢階級別入院率」、「病床利用率」、「平均残存率」及び「年齢階級別退院率」は、「医療法第30条の4第2項第11号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等」（最終改正 平成24年厚生労働省告示第483号）で定められたものです。

注3 「他都道府県からの流入入院患者数」、「他都道府県への流出入院患者数」は、「平成26年患者調査」等から推計したものです。

3 結核病床の基準病床数

結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の提供を図るために必要なものとして知事が都道府県の区域ごとに定める数です。

(技術的助言：平成17年7月19日付け健感発第0719001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知（平成20年3月31日付け健感発第0331001号により一部改正）「医療計画における結核病床の基準病床数の算定について」)

算定式 $(A \times B \times C \times D) + E$

A：1日当たりの当該都道府県の区域内における法第22条第1項の規定による医師の届出のあった塗抹陽性結核患者の数

B：塗抹陽性結核患者の感染性消失までに要する平均日数

C：次に掲げる当該区域における年間新規塗抹陽性結核患者発生数の区分に応じ、それぞれに定める数値

1 99人以下 1.8

2 100人以上499人以下 1.5

3 500人以上 1.2

D：1（粟粒結核、結核性髄膜炎等の重症結核、季節変動、結核以外の患者の混入その他当該都道府県の区域の事情に照らして1を超え1.5以下の範囲で都道府県知事が特に定めた場合にあつては、当該数値）

E：医療計画に基準病床数を定めようとする日の属する年度の前の年度の当該都道府県の区域内における慢性排菌患者（2年以上登録されており、かつ、1年以内に受けた検査の結果、菌陽性であった肺結核患者に限る。）のうち入院している者の数

4 感染症病床の基準病床数

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき厚生労働大臣の指定を受けている特定感染症指定医療機関の感染症病床並びに同法に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床の数を合算した数を基準として、知事が都道府県の区域ごとに定める数です。